

## 8. 任務懈怠責任

### 8-1. 役員等の義務と任務懈怠責任

#### (1) 役員等の規律付け [テキスト Column4-32]

取締役・監査役・会計監査人など（役員等）の適切な職務の執行の確保（規律付け）

→ 損害賠償責任を含め、仕組みは様々（テキスト参照）

#### 役員と役員等

役員（会社 329 I）＝取締役、会計参与、監査役

\* 執行役は「役員」に含まれず→役員に関する規定と同様のルールを定める際にも別の規定として定められる（例：会社 402Ⅲ＝会社 330 に相当）

役員等（会社 423 I）＝取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人

#### (2) 注意義務と忠実義務

会社と役員等との関係（会社 330。執行役は会社 402Ⅲ）＝委任

→（善管）注意義務（民 644）：善良な管理者の注意をもって職務を行う義務

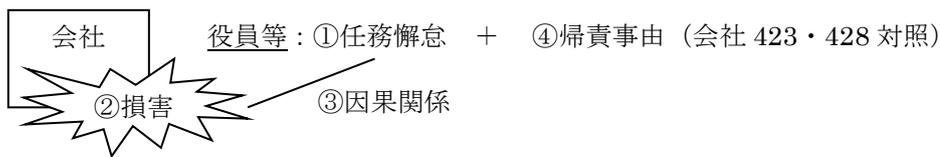
取締役の忠実義務（会社 355。執行役は会社 419Ⅲ）

：法令・定款、株主総会の決議を遵守し、会社のために忠実に職務を行う義務

2つの義務の関係（最大判昭 45・6・24 民集 24-6-625） [テキスト Column4-33]

\* 利益衝突の場面では忠実義務と呼ぶことも多い

(3) 任務懈怠責任 (会社 423 I)



- ①～③：責任を追及する側が証明責任
- ④：役員等の側が、帰責事由がないことについて証明責任

①の任務懈怠 注意義務・忠実義務に違反 ⇔ 具体的な法令の規定に違反

証明・証明責任 (「民事訴訟法」)

裁判 (法の適用): 事実+法ルールを適用→一定の結果  
 例) Y が X をわざと傷つけた (事実) + 民法 709 条 (法ルール)  
 →Y は X に損害賠償責任を負う (結果)

ある事実 A が存在するかどうかについて訴訟当事者 (X と Y) に争い  
 →訴訟当事者が事実 A について証明する必要  
 (証拠によって、「事実 A が存在した」と裁判官に確信させる必要)  
 \* 事実の存在について争いがなければそのまま認められる (民訴 179)

事実 A が存在したと裁判官が確信できなければ? = 真偽不明  
 but 「事実 A が存在したか存在しなかったか分からない」というままでは裁判できず  
 →事実 A が存在した or 存在しなかったと (無理やり) 扱うためのルールが必要  
 = 証明責任 (事実について、当事者のいずれかに証明責任を割り当てる)

例: X が事実 A について証明責任を負う  
 →X が事実 A について証明できなければ (= 裁判官の心証が真偽不明にとどまれば)、  
 事実 A は、なかったものと扱われる (それによる不利益は X が負担)

任務懈怠責任についてのその他の問題 [テキスト 4 章 7 節 4 [3]]

取締役会決議にもとづく行為→議事録に異議をとどめない場合 (会社 369 V)  
 消滅時効・遅延損害金の利率 (民 166 I・404)  
 (平成 29 年の民法・商法改正前の判例として、最判平 20・1・28 民集 62-1-128、最判平 26・1・30 判時 2213-123)

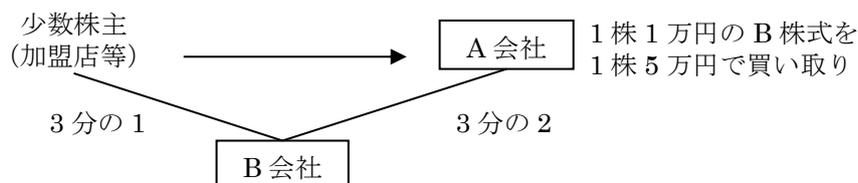
## 8-2. 注意義務違反の事例

## (1) 経営判断

業務執行の決定・業務の執行（業務執行）（会社 362 Ⅱ①・363 Ⅰ）：取締役会、代表取締役

**事例 8-a** 経営判断原則 [テキスト Case4-16 を一部変更]

A 会社は、B 会社をはじめとする多数の子会社を有し、A 企業グループとして、不動産賃貸あっせんのフランチャイズ事業等を営んでいた。B 会社の株式の 3 分の 2 は A 会社が保有し、残りの 3 分の 1 は、A グループの事業にとって重要なフランチャイズ加盟店が保有していた（少数株主）。A グループは、機動的なグループ経営を行うために事業再編計画を作り、これにもとづいて、B 会社の残りの株式も A 会社が取得することにした。A 会社の代表取締役 Y は、この B 会社株式を、A 会社と B 会社の株式交換（会社 2⑥）によって取得するのではなく、少数株主との合意にもとづいて買い取ることにした（株式交換とは、会社の組織再編の方法の 1 つ。これを使えば、少数株主の同意がなくとも、その株式を買い取ることができる）。また、Y は、B 会社株式の価格は 1 株あたり 1 万円程度であると認識しながら、買取価格を 1 株あたり 5 万円とした。実は、少数株主（加盟店）は、B 会社設立時に A 会社から依頼されて 1 株 5 万円を出資して B 会社株式を取得しており、B 会社設立からまだ 5 年しか経っていなかった。そのため、Y は、A 会社が加盟店との関係を良好に保ち、事業を円滑に進めるために、加盟店の合意を得て 1 株 5 万円で株式を買い取る必要があると考えたわけである。以上の買取りは、A グループの主要な取締役が出席する経営会議において検討され、その席上で弁護士の意見も聞きながら、承認された。A 会社の株主 X は、以上のような B 会社株式の買取りについて、価格が不当に高く A 会社に損害を与えたとして、Y の任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。

**親会社と子会社、企業グループ** [テキスト 1 章 3 節 2(6)]

- ・ある会社が他の会社の株式の過半数を持っている場合等に、持っている方が親会社、持たれている方が子会社（会社 2③④、会社則 3）
- ・親会社は、子会社の経営者を選ぶことができる（株式を過半数持っているから）
- ・親会社と多数の子会社によって企業グループが形成され、グループとして経営が行われることが普通
- ・子会社に親会社以外の株主がいるとき、そのような株主を少数株主という
- ・少数株主がいる場合、親会社は、少数株主の利益にも配慮しなければならない
- ・子会社に少数株主がない場合（子会社の株主は親会社だけ）、その子会社を完全子会社という

B 会社を完全子会社化するための合意にもとづく買取り、買取価格は 5 万円

→A 会社は損害を被った？Y は任務を怠った？

**最判平 22・7・15 判時 2091-90**

「本件取引は、… [A 会社] のグループの事業再編計画の一環として、[B 会社] を [A 会社] の完全子会社とする目的で行われたものであるところ、このような事業再編計画の策定は、完全子会社とすることのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、[A 会社] の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。」

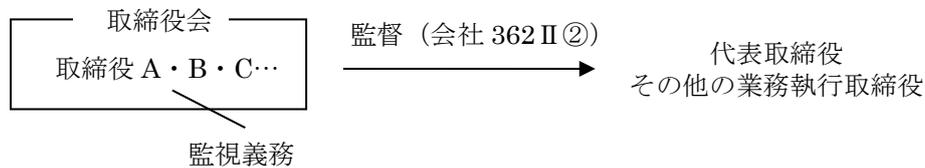
→経営判断原則（経営判断の原則）

経営判断原則が用いられる理由 [テキスト Column4-39]

- ・ 裁判所の能力→後知恵の危険
- ・ 意思決定の性質（決定にかけられる時間、成功率）
- ・ 思い切った経営判断ができなくなることによる不利益

(2)監督・監査

監督（会社 362 II ②）：取締役会



**最判昭 48・5・22 民集 27-5-655**

「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査〔現在の用語法では監督〕する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべきである。」

監査（会社 381 I・396 I）：監査役・会計監査人

(3)内部統制システム整備義務

内部統制システムの整備の重要性（7-1(3)）

**事例 8-b 内部統制システムの整備**

D 銀行ニューヨーク支店の従業員 A は、無断で取引を行い、巨額の損失を D 銀行に生じさせていた。A はこれを隠ぺいするために、D 銀行の顧客や D 銀行自身が保有する証券を無断で売却していた。A がこのような手口を使えた背景には、D 銀行が A に証券の取引業務と保管業務のほか、郵便係も担当させていたという事情がある。D 銀行の株主は、A による違法取引を防止できなかったのは、当時の取締役 Y らが内部統制システムの整備を怠ったためであるとして、Y らの任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。

大阪地判平 12・9・20 判時 1721-3

## (4)注意義務違反と過失

役員等の側は、自己に帰責事由がないことを証明すれば、任務懈怠責任を負わず (8-1(3))  
 帰責事由＝基本的には故意または過失

しかし、責任を追及する側が役員等の注意義務違反 (任務懈怠) を証明できたときは？

## 8-3.法令違反の事例

**事例 8-c** 法令違反 [テキスト Case4-17 を一部変更]

A証券会社は、大口の顧客に対して、証券取引から生じた損失を補てんした。A会社は、損失補てんが独占禁止法19条(不公正な取引方法の禁止)に違反するとして、公正取引委員会から排除措置を命じられた。A会社の株主Xは、A会社を代表して上記の損失補てんを行った取締役Yは、損失補てんのためにA会社から大口の顧客に支払われた金額について、任務懈怠責任を負うと主張した。なお、その当時、損失補てんは金商法によって禁止されていなかった。また、損失補填が独占禁止法に違反するという考え方は一般的ではなく、Yもそれが独占禁止法に違反するとは考えていなかった。

## 最判平12・7・7民集54-6-1767

「…会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする…規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属する…。

…取締役が、法令…に違反する行為をした…ことを理由に損害賠償責任を負うには、右違反行為につき取締役に故意又は過失があることを要する…。

…[Y]らのみならず、関係当局においても、証券取引については所管の大蔵省によって証券取引法及びその関連法令を通じて規制が行われるべきであるとの基本的理解から、証券取引に伴う損失補てんが独占禁止法に違反するかどうかという問題は、本件損失補てんが行われた後一年半余にわたって取り上げられることがなかった、…公正取引委員会は、…平成三年八月三十一日の時点においても、なお損失補てんが独占禁止法に違反するとの見解を採って[いなかった]…。

右事実関係の下においては、[Y]らが、本件損失補てんを決定し、実施した平成二年三月の時点において、その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできない…。」

法定違反＝任務懈怠 → 帰責事由 (故意・過失) が必要 (8-1(3))

\*判例の論理の問題 [テキスト Column4-42]